



消費税率引上げ・ 軽減税率対策はお早めに！

～消費税率引上げ・軽減税率制度は全ての事業者に影響があります～

政府は、2019年10月1日に消費税率を10%へ引上げると同時に、消費税軽減税率制度を導入する予定です。

消費税引上げによる消費マインドの冷え込みや競合他社との価格競争の激化だけではなく、軽減税率制度の下では消費税率が2つになることから、適用税率ごとの区分経理の実施といった経理処理等の事務負担の増加という、事業者にとって新たな負担が発生することが予想されます。そのため、今から計画的に対応策の準備を進める必

要があります。

当所では、窓口・巡回相談のほか、各種セミナーなどを開催し、中小企業の皆様の消費税率引上げ・軽減税率への円滑な対応を応援いたします。

本特集では、軽減税率制度の概要をはじめ、同制度による事業者への影響、国の支援策等について、ポイントを絞り解説しています。

1. 軽減税率対象商品

① 軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



〈取り扱い品目の確認が必要～税率の紛らわしいケースに注意～〉
軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認が必要になります。詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。

② 「飲食料品」の定義

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

➔ただし、「飲食料品」であっても、酒類と外食は対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、標準税率の対象となります。

③ 軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれておりません。以下を満たすものが外食の定義となります。

「テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させるサービス」

8% 軽減税率 (外食にあたりません)

- テイクアウト、持ち帰り、出前宅配、お土産
- 屋台での軽食（テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。（例）お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを店内で飲食した場合も軽減税率の対象にあたりません。

10% 標準税率 (外食)

- 店内飲食
- フードコートでの飲食
- ケータリング・出張料理等

相手方の注文に応じて、指定された場所で調理等を行うこと（「ケータリング・出張料理等」）も外食にあたりません。

④ 「セット商品」は要件次第で軽減税率対象

「おもちゃ付きお菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食料品（お菓子）と標準税率の対象となる商品（おもちゃ）を組み合わせ販売する場合、一定の要件※を満たせば一体資産として軽減税率の対象となります。

※セット商品の価額が少額（税抜1万円以下）のもので、軽減税率の対象となる飲食料品が主たる要素を占める（2/3以上）場合

2. 軽減税率での価格表示

① 価格表示の変更が必要かどうかを早めに確認

10%への引上げ時に価格表示の変更が必要かどうかを判断するために、まずは、自社(自店)の商品の消費税率が8%なのか、10%なのかを区別することから始めましょう。

軽減税率
8%



**セット商品?
イートイン?**

標準税率
10%

② 価格表示は分かりやすく

税率の引上げに伴って価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法(総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示)によって、価格表示の変更が必要かどうか異なります。

さらに同じ商品でも店内飲食と持ち帰りでは税率が異なったり、似たような商品であっても税率が異なる場合があります。お客様にとってわかりやすい表示をするように心がけることが重要です。

総額表示の例 10,800円(税込) → 11,000円(税込)

総額が変わるので変更の必要あり

外税表示の例 10,000円+税

「+税」は変わりませんので、変更の必要はないものと考えられます。

※なお、外税表示と税抜価格の強調表示は、現行の特措法では2021年3月31日までの特別措置です。

③ 同じ商品でも8%の時と10%の時がある場合

お客様の買い方(持ち帰りとイートイン)、店側の売り方(単品とセット商品)によって、同じ商品が8%と10%のいずれにもなる場合があります。この場合もお客様が混乱しないように、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。

総額表示の例

クリームパン



お持ち帰り 108円(税込)

イートイン 110円(税込)

外税表示の例

クリームパン



本体価格 100円(税別)

(税込:お持ち帰り108円)

(税込:イートイン110円)

④ 軽減税率対象と対象外の商品がお店に混在する場合

例えば、「300円+税」のような外税表示の場合、お客様がどちらの税率なのかをわからなければ、消費税額を判断することができません。価格表示・店内表示・陳列などで、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。

変更前

・みりん 300円+税

・しょうゆ 300円+税



変更後

・みりん 300円+税(10%)

・しょうゆ 300円+税(8%)

みりんは酒類なので10%。「+税」の外税表示の場合は、誤解を与えてしまうなあ



3. 変更となる事務処理

① 変更となる事務処理を確認

軽減税率制度導入によって、事務処理の変更が必要になります。自社(自店)の中でどの事務処理を変更する必要があるのか確認し、対策を検討しましょう。特に、軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。

② 仕入・支払の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在します。

お弁当屋さんの例

仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。(肉:8%、野菜:8%、コメ:8%、容器:10%、水道代・光熱費:10%)

- 支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りが無いか確認



- 税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書等に記載

企業が会議用に購入するお弁当やお茶、取引先への贈答用菓子、新聞の定期購読にかかる消費税率は8%です



③ 販売の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、販売の際に複数の税率が混在する可能性があります。

お弁当屋さんの例

お弁当の消費税率は8%、お酒の消費税率は10%となり、8%と10%が混在。

- 軽減税率に対応したレジの導入
- レジに商品ごとの価格、税率を登録
- 値札・棚札・領収書に適用税率を記載
- 請求書や領収書には軽減税率対象品目である旨と税率ごとの合計額を記載
- 返品の場合、税率を確認して返金

誤解や誤認を防ぐために、わかりやすい価格表示や説明が必要です



(円滑な事務処理や販売のために) 売上・仕入を税率ごとに区分し、正しい経理処理が必要になります。また請求書や領収書も区分記載が必要になってきます。その対応としてレジの入替や受発注システムと会計システムの新規導入を検討しましょう。(p.6,7参照)

4. 請求書の様式変更

① 軽減税率制度導入に伴う請求書の様式の変更

2つの消費税率を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等（インボイス）保存方式」が実施されます。（右図参照）

2019年10月1日
～2023年9月30日
区分記載請求書

請求書の様式を
変更しなければ
いけない



2023年10月1日～
**適格請求書
(インボイス)**

消費税の課税事業者
は事業者番号を記載
したインボイスが
必要だ



〈「適格請求書等（インボイス）」導入後の免税事業者からの仕入について〉

2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、「適格請求書等（インボイス）」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。

なお、「適格請求書等（インボイス）」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置の対応がなされる見込みです。税務署等に確認しましょう。

1. 現行の請求書 ～2019年9月30日

請求書 発行日：2018年4月25日

〇×食堂 様 〇ストアー 東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,228円

お買い上げいただきましてありがとうございます。記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
	合計	15,228

2. 区分記載請求書 2019年10月1日～2023年9月30日

請求書 発行日：2019年10月25日

〇×食堂 様 〇ストアー 東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
	10%税率対象合計		6,180
	8%税率対象合計		9,160
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに合計した対価の額

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。

3. 適格請求書（インボイス） 2023年10月1日～

請求書 発行日：2023年10月25日

〇×食堂 様 〇ストアー 東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
	合計		14,100
	消費税		1,240
	10%税率対象合計		5,600
	消費税		560
	8%税率対象合計		8,500
	消費税		680
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

- ③ 事業者番号
- ④ 税率ごとの消費税額

区分記載請求書

「区分記載請求書」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。領収書には以下のような書式があります。

領収書

△△商事 様 2020年4月1日

¥3,260-

但し、10%対象(食品代) ¥1,100-
8%対象(食品代) ¥2,160-
上記金額正に領収いたしました。

株式会社〇〇商事
東京都〇〇区〇〇1-2-3

〇〇スーパー
TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇

領収書
2020年4月1日

*パソコン	¥250
*ネギ	¥100
*ヤマモ	¥300
ワイン	¥750
8%合計	¥650
消費税	¥52
10%合計	¥750
消費税	¥75
合計	¥1,527

【軽減税率制度に対応した受発注システム改修等補助金】(B型)

- 概要：軽減税率制度に対応するため、受発注システムの改修・入替を行う中小企業者等を支援
- 補助対象：軽減税率制度に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替
- 補助率：2/3
- 補助上限額：小売事業者等の発注システムの場合…1,000万円
卸売事業者等の受注システムの場合…150万円
発注システム・受注システム両方の場合…1,000万円
- 申請方法：軽減税率対策補助金事務局が指定したシステムベンダー等が「代理申請」を行います（システムベン

5. 国の支援策（補助金）

① レジ導入・受発注システム改修等のための補助金

中小企業・小規模事業者等が、軽減税率制度導入に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金制度が利用できます。

【軽減税率制度に対応したレジ導入補助金】(A型)

- 概要：軽減税率制度に対応するため、レジの新規導入や既存レジの改修を行う中小企業者等を支援
- 補助対象：軽減税率制度に対応したレジ（タブレット等を利用したレジ、付属機器も含む）
※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表
- 補助率：2/3（3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は3/4、タブレット等は1/2）
- 補助上限額：レジ1台あたり20万円（商品マスタの設定が必要な場合は40万円）
1事業者あたり200万円
- 申請方法：レジ等導入後の申請（事後申請）となります。一部販売店等による代理申請も可能です。締切等の詳細については、軽減税率対策補助金事務局ホームページ（<http://kzt-hojo.jp>）をご覧ください。

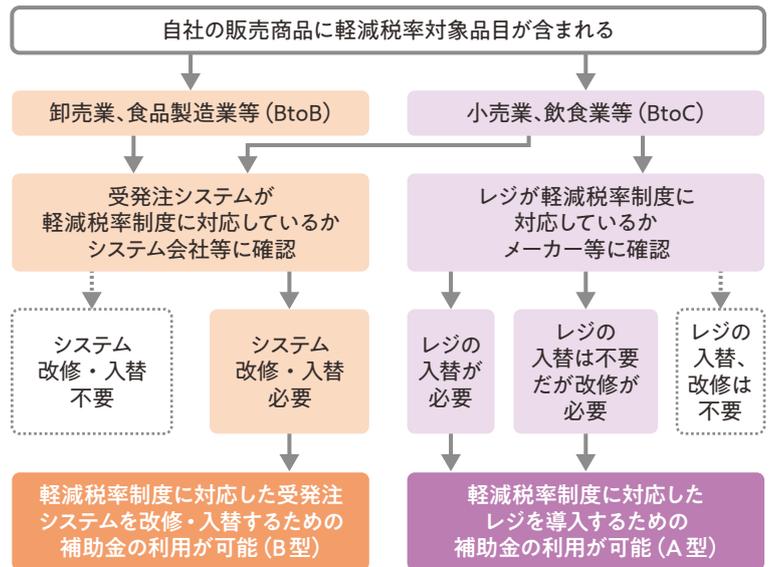


ダー等が行うシステム改修・入替の場合は事前に申請が必要です。

ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを事業者自ら導入する場合は、導入後の申請(事後申請)となります。

締切等の詳細については、軽減税率対策補助金事務局ホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) をご覧ください。

②補助金を利用するためにフローチャートで確認
軽減税率制度に対応したレジの導入や受発注システムの改修・入替が必要な場合は、国の補助金制度が利用できます。まずは、フローチャートでどの補助金を利用できるのかを確認しましょう。



消費税軽減税率Q&A

ここまでの軽減税率制度の理解度を以下のQ&Aで確認しておきましょう

Q. 軽減税率ってなんですか？

A. 消費税率10%引上げ時に、生活必需品である飲食物品などの消費税率を8%に据え置く制度です。

Q. 取引先との会食で、お土産用に用意した「お寿司折詰」の代金の税率は8%？ 10%？

A. お土産は「持ち帰り」なので8%になります。ただし、会食自体は「外食(軽減税率対象外)」なので10%になります。

Q. 「紅茶とティーカップのセット」のように、軽減税率の対象商品(紅茶)と標準税率となる商品(ティーカップ)を組み合わせ販売する場合の税率は8%？ 10%？

A. セット商品の価額が少額(税抜1万円以下)のもので、軽減税率の対象となる飲食物品が主たる要素を占める(2/3以上)場合は、軽減税率の対象となります。

Q. 会議用のお弁当など軽減税率対象商品を購入した場合、経理処理はどのようにすればいいのですか？

A. 8%、10%で税率ごとに分けて経理処理をする必要があります。そのため、ほとんど全ての事業者で

経理処理の変更が必要になります。

Q. 軽減税率の導入で請求書や領収書の様式を変える必要があるのですか？

A. 8%と10%の税率を分けて記載する必要があるため、請求書や領収書の様式の変更が必要になります。(右図参照)



手書き領収書イメージ

Q. 現在のレジで軽減税率に対応できますか？対応していない場合、買換えのための国からの支援はありますか？

A. 今、お使いのレジが軽減税率制度に対応しているか、メーカーや販売業者などに確認しましょう。対応していない場合は、レジの買換えやシステムの改修が必要になります。

レジの買換え、システム改修のための国の補助金が創設されています。軽減税率対策補助金事務局のホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) をご覧ください。

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。

お問い合わせ／福岡商工会議所 消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口

地域支援第一グループ(東・博多・南区の方)

▶ TEL 092-441-2161

地域支援第二グループ(中央・城南・早良・西区の方)

▶ TEL 092-441-2162

経営支援グループ(各種セミナーのお問い合わせ)

▶ TEL 092-441-1146

福岡商工会議所 検索

<https://www.fukunet.or.jp/>

